京都市廃棄物減量等推進審議会
第５回指定袋制導入検討部会

平成１７年１月１８日
職員会館かもがわ　大会議室

（　次　第　）

１　開　会　　１４：００

２　議　事

（１）市民アンケート調査結果

（２）指定袋制を巡る社会動向

（３）今後のスケジュール

（４）その他

３　閉　会　　１６：００

【資　料】

１　市民アンケート調査結果

２　市民アンケート調査票

３　循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について
（中央環境審議会　廃棄物・リサイクル部会　意見具申（案））

４　京都市地球温暖化対策条例

５　周辺自治体の家庭ごみ指定袋制導入状況

６　関連新聞記事

京都市廃棄物減量等推進審議会

指定袋制導入検討部会委員名簿

	氏　　名	役　　職　　名
	飯島（いいじま）　正裕（まさひろ）	日本チェーンストア協会関西支部　参与
	岡松（おかまつ）　誠一（せいいち）	市民公募委員
	熊渕（くまぶち）　かおり	市民公募委員
◎	郡嶌（ぐんじま）　孝（たかし）	同志社大学経済学部　教授
	佐伯（さえき）　久子（ひさこ）	京都市地域女性連合会　常任委員
	高月（たかつき）　紘（ひろし）	京都大学環境保全センター長
○	中島（なかじま）　和子（かずこ）	京都市生活学校連絡会　会長
	堀（ほり）　孝弘（たかひろ）	環境市民　事務局長
	松本（まつもと）　明光（あきみつ）	京都商店連盟　総務委員長
	山内（やまうち）　寛（ひろし）	京都市保健協議会連合会　副会長
	山根（やまね）　拓也（たくや）	京都環境事業協同組合　副理事長

（敬称略，五十音順）

◎：部会長，○副部会長

1　市民アンケート調査結果（概要）

（1）調査内容

①　調査対象

京都市内の市民 2,000 世帯（住民基本台帳及び外国人登録データから各行政区の世帯数割合で無作為抽出したもの）を対象に，「家庭ごみの指定袋制のあり方に関するアンケート調査」（別添【資料２】）を実施した。

②　調査期間・方法

ア　調査期間

平成 16 年 11 月 19 日～12 月３日

イ　調査方法

郵送方式（督促１回）　※年内消印分までも有効とした。

（2）調査結果の概要

①　回答状況【資料１　p1 表 1.1】

有効配布数：1,946　　回答数：６１８　　回答率：31.8％

※総配布数 2,000 のうち 54 通は転居等により返送されたため無効とした。

なお，京都市で最近行われた主な個別施策実施に当たってのアンケート調査と同程度の回答率となっているため，本調査は今後の審議に十分参考になるものと判断する。

・京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査（平成 16 年度）：39.1%（4,686／12,000 世帯）
・地球温暖化防止条例（仮称）制定のためのアンケート調査（平成 15 年度）：36.2%（717／1,979 世帯）

②　回答者の基本属性

性別【資料１　p1 図 2.1】

回答者の６５％が「女性」となっており，ごみの取り扱いはまだ女性中心となっている。

年齢，家族人数【資料１　p1 図 2.2，2.3】

京都市全体の年齢，世帯構成比率と比較すると，「年齢」では４０歳以上と比べて４０歳未満の回答率が低く，特に「20～29 歳」の層の回答率が低い。また，「家族人数」では「１人世帯」の回答率が低い。これらのことから若年層及び単身家庭の関心度が低いことを示している。

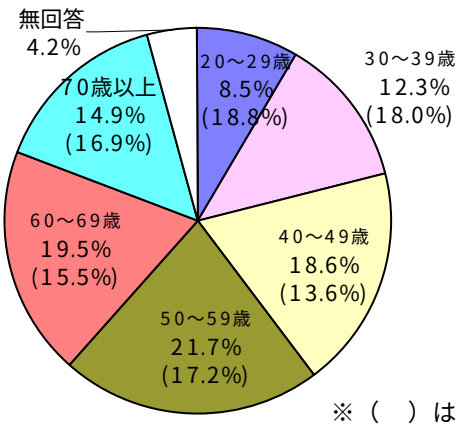

図　年齢

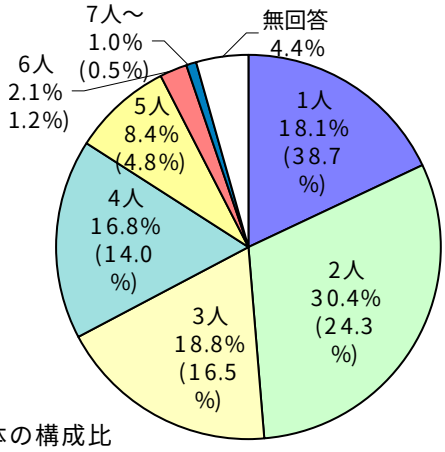

※（　）は京都市全体の構成比

図　家族人数

③【問 1，2 関係】現在使用しているごみ袋

袋の大きさや形態【資料 1　p3 図 3.1】

○　家庭ごみでは６９％の人が「４０～５０ﾘｯﾄﾙの大きさのごみ袋」で排出しており，「レジ袋」は１７％となっている。

○　缶・びん・ペットボトル，小型金属では，「レジ袋」の使用比率がそれぞれ５５％，３４％で高くなっている。

○　プラスチック製容器包装では，かさが大きいことを反映して，家庭ごみに近い袋の使用割合となっている。

袋の色【資料 1　p3 図 3.2】

○　家庭ごみでは６５％の人が「青色」のごみ袋で排出しており，「透明又は半透明」の排出は１１％にとどまっている。

○　缶・びん・ペットボトルでは，「透明又は半透明」の袋での排出が３４％と高く，ついでレジ袋等の「白」が３１％となっている。

袋の入手方法と１ヶ月間に 1 世帯が支出するごみ袋代【資料 1 p3 図 3.2,図 4】

○　家庭ごみ用袋の入手方法については，「小売店等での購入」が６０％となっており，「スーパー等でもらう」が約 21%，「景品でもらう」は１１％。

○　１ヶ月間に１世帯が支出するごみ袋代では全体の 25%の人が「ほとんど支出無し」と回答している。ごみ袋代を出している人では「50～100 円」の支出が多く全体の２５％，ついで「１００円～２００円」が 19%，「５０円未満」１２％となっている。

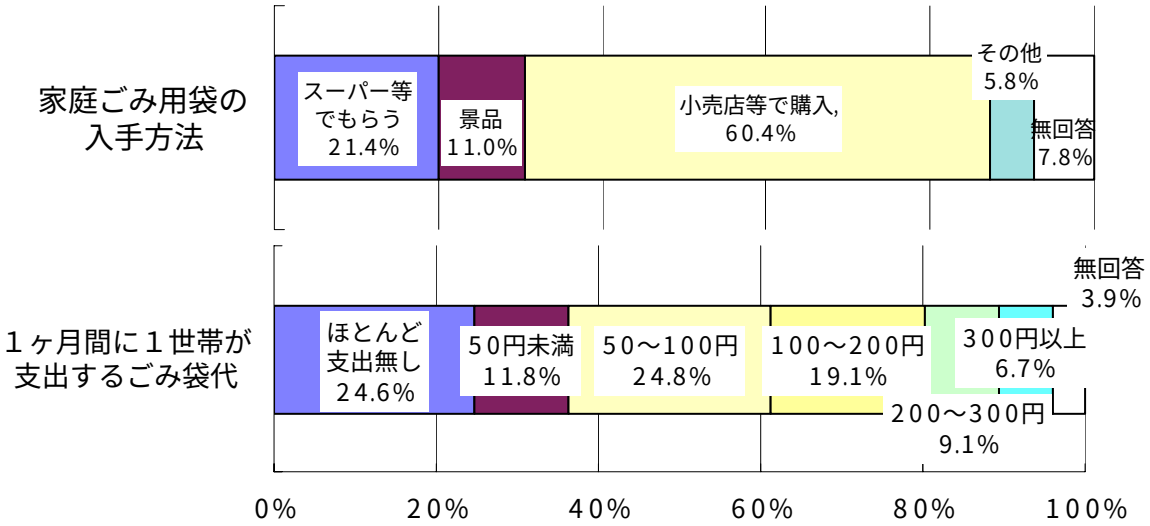

図　家庭ごみ用袋入手方法と
１ヶ月間に１世帯が支出するごみ袋代

④【問３(1)関係】望ましいと思う指定袋制導入パターン【資料１　p５図５】

○　全体の６２％が「単純指定袋制」，３０％が「有料指定袋制」が望ましいと回答した。なお，「有料指定袋制」のうち，「従量制」は２１％，「超過量制」は９％となっている。

○　年齢別でみると６０歳未満の勤労者世帯では有料指定袋制が望ましいとする割合が３４％とやや高い。

○　指定袋制導入都市に居住経験がある世帯では，「有料指定袋制」を支持する割合は，「単純指定袋制都市経験者」で３７％，「有料指定袋制都市経験者」では４４％となっている。

○　職業別では，「大学生」で「有料指定袋制」の支持割合が５２％と高い。

○　「１ヶ月間に１世帯が支出するごみ袋代」との相関関係では，支出の多寡による指定袋制導入パターン選択の差はさほど見られなかったが，「５０円未満」の低支出層において「有料指定袋」が４０％程度と最も高い支持率を示しているのは驚きである。

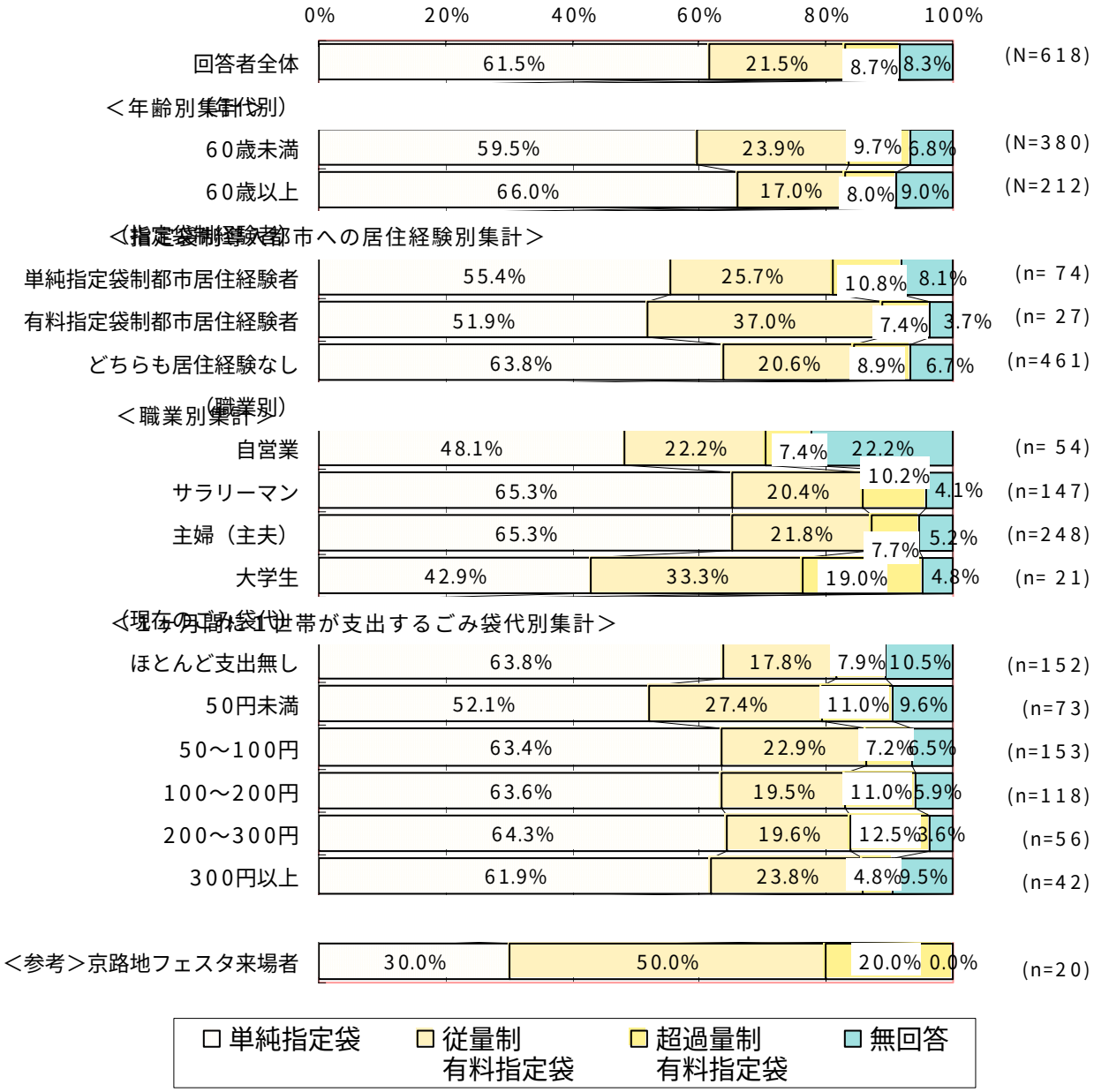

図　　望ましい指定袋導入パターン

⑤【問３(2)関係】指定袋制導入に当たっての前提条件

単純指定袋制希望者【資料１　p6　図 6.1 参照】

＜回答の多かった意見＞　　（総数：３７２世帯，複数回答５つまで可）

近くのお店で手軽に買えること	87.4%
レジ袋も使えるよう運用を工夫	70.8%
袋の大きさ，形，強度等を使いやすいものに	69.7%
プライバシーへの配慮がなされること	62.1%

有料指定袋制希望者【資料１　p6　図 6.2 参照】

＜回答の多かった意見＞　　（総数：１８３人，複数回答５つまで可）

近くのお店で手軽に買えること	72.2%
レジ袋も使えるよう運用を工夫	50.3%
プライバシーへの配慮がなされること	47.6%
袋の大きさ，形，強度等を使いやすいものに	43.9%
袋の価格は，市民の負担増やごみの減量効果などを十分に議論して決定すること	41.2%

⑥【問３(3)関係】従量制有料指定袋制の導入による「1ヶ月間に１世帯が支出するごみ袋代」４００円に対する負担の感じ方について　【資料１　p7　図７参照】

○　全体では，「400 円といえども負担感がある」が３９%，また負担が大きいとした人も６%あった。その一方で「負担感がない」も２６%あった。

○　「（現在の）１ヶ月間に１世帯が支出するごみ袋代」との相関関係では，「支出無し～200 円」の低・中支出層では「問題無し」の割合が約 20～25%程度でさほど差は無いが，「200～300 円」，「300 円以上」と支出額が上がるにつれて，それぞれ 38%，52%と割合が高くなっている。

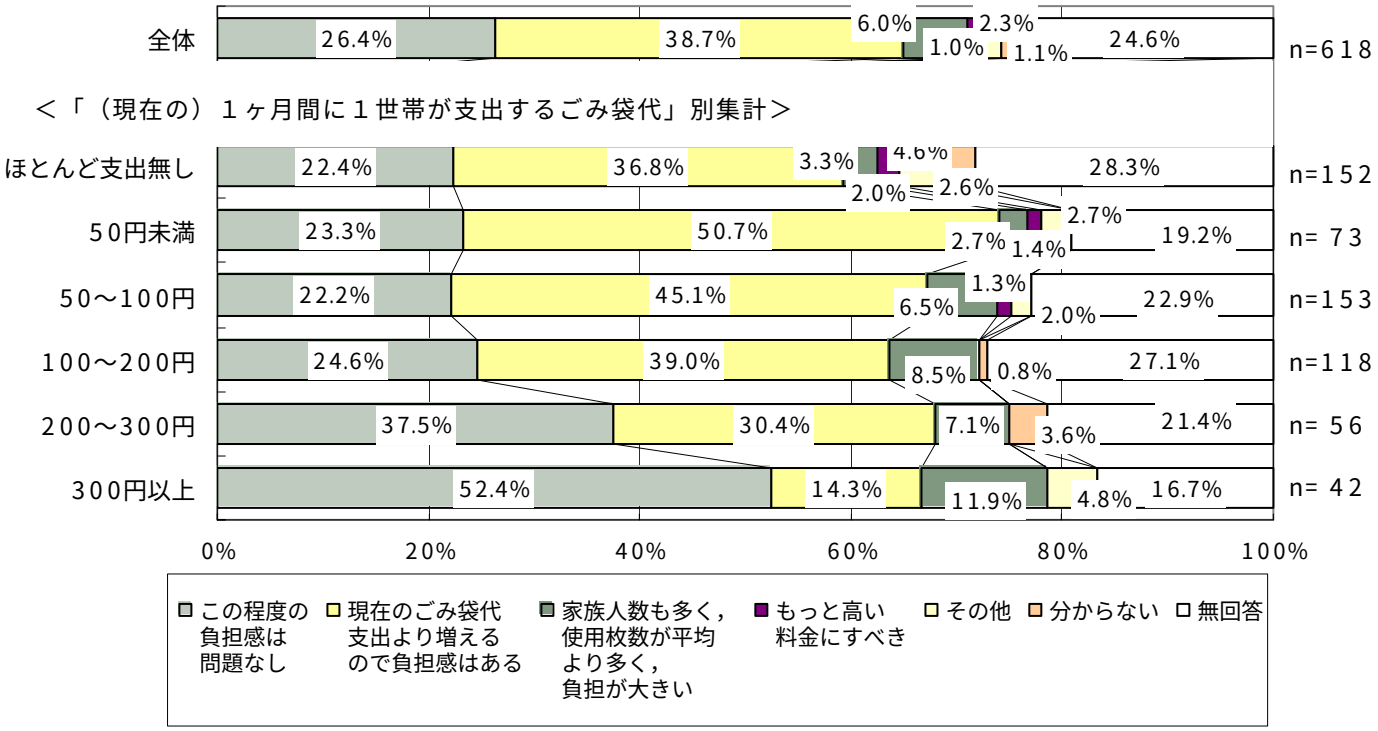

図　1ヶ月間に１世帯が支出するごみ袋代400円に対する負担感

⑦【問３(4)関係】指定袋の形，大きさ，デザイン等の提案について

【資料１　p8,9　表８参照】

２０２人から３４９件の回答があり，袋の形等に関連する回答は１３７件であった。主な意見は以下のとおり。　（自由回答）

主な意見	件数
大きさについて ・大・中・小等のサイズを作る　など	３６
形状について ・マチがあるなど結びやすい形にする　など	３８
強度について ・カラス，ネコによって破れにくいよう厚くする　など	２０

※その他は，主に指定袋制導入に当たっての留意点についての意見であった

（次ページ（３）参照）

⑧【問４関係】家庭ごみを今後さらに減量するために必要な取組

【資料１　p9　図９参照】

＜回答の多かった意見＞　（複数回答３つまで可）

古紙，プラ等の資源ごみの分別・リサイクルの拡充	53.7%
市民が自由に資源を持ち込める拠点の整備	37.1%
トレイ，牛乳パック等の店頭回収の拡充	36.7%
ハダカ売り（無包装）・量り売り等の包装の少ない販売活動の浸透	35.4%
リターナブルびんの普及と回収拠点の整備	19.6%

（3）自由意見【資料 1　p10～12　表 10 参照】

243 人から 408 件の回答があり，指定袋制導入に当たっての留意点についての回答は 329 件であった。主な意見は以下のとおり。

主な意見	件数
ごみ出しマナー等の意識改善のための情報提供等が必要 ・マンション住人等へのごみ出しマナー周知徹底が必要　など	37（5）
不法投棄への配慮が必要	35（13）
指定袋の導入にあわせて分別の徹底も必要	23（8）
スーパー等の袋が利用できるような配慮が必要 ・透明レジ袋を使えるようにしてほしい　など	20（20）
排出ルール違反袋への対応 ・排出ルールを守っている人に不公平感を与えないようにしてほしい。（取り残しはルールを守っている人の負担になる）　など	16（11）
プライバシーへの配慮が必要 ・半透明の袋を希望する ・袋に名前を書く必要はない　など	9（48）
ステーション周辺への衛生面等の配慮が必要 ・内容物の見えるごみ袋はカラスの被害を受けやすいので，防護ネットなどの防止策を考えて欲しい。　など	3（35）
袋製造業者，販売業者への発注方法等の配慮が必要 ・袋の製造業者，販売業者の指定において利権の癒着を生じる ・業者の認定，価格設定の透明さ，公正さが必要　など	1（4）

※（　）内の件数は，「【問 3(4)】指定袋の形等についての自由回答【資料１ p9 表 9】」に寄せられた回答件数。二つの自由回答欄に同一回答者により重複して回答されている可能性があるので両者を足した表示はしていない。

（参考）過去の類似アンケート調査結果

第４回市政モニター調査結果　～ごみの減量化等について～（京都市調査）

・実施時期　：平成 6 年 2 月
・実施方法　：市政モニター200 人に調査票を郵送
・有効回収数：185（有効回収率：92.5%）
・家庭ごみ有料化についての回答
　有料化賛成：25.4%（賛成：9.2%，どちらかというと賛成：16.2%）
　有料化反対：72.4%（反対：27.0%，どちらかというと反対：45.4%）

循環型社会の形成に関する世論調査結果（内閣府調査）

・実施時期：平成 13 年 7 月
・実施方法：無作為抽出した国民 5,000 人に対して調査員が面接聴取
・有効回収数：3,476 人（有効回収率：69.5%）
　残りの 30.5%分は転居等による調査不能分
・ごみの有料化についての回答
　賛成 43.3%（賛成 12.7%，どちらかというと賛成 30.7%）
　反対 44.4%（反対 18.3%，どちらかというと反対 26.1%）
　都市の規模別に調査を実施しており，規模が大きいほど反対割合が高くなる傾向が見られる。

京路地フェスタ２００４でのアンケート結果

・実施時期：平成 16 年 11 月６日
・実施方法：会場来場者
・有効回収数：２０人
・指定袋制の導入方式３つのパターンについての回答
　単純指定袋制３０%，有料指定袋制７０%
　（従量制：５０%，超過量制：２０%）

2　指定袋制を巡る社会動向

（1） 循環型社会形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について
中央環境審議会・廃棄物リサイクル部会　意見具申（案）

（平成 16 年 12 月）

○　国（中央環境審議会　廃棄物・リサイクル部会）は，循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について，昨年５月から審議を行い，12 月に意見具申（案）をとりまとめた。
○　平成 16 年 12 月 15 日から平成 17 年１月 11 日にかけてパブリックコメントを実施

意見具申（案）の基本的な考え方

市町村の一般廃棄物処理サービスは，循環型社会における資源循環の下流部分の根幹を担うものであり，上流部分との適切な役割分担の下，その実施に当たっては，以下のような取組を推進することが必要であり，国も必要な事柄については廃棄物処理についての基本方針でその方向性について明らかにするべきである。

・　ライフスタイル見直しのための普及啓発・情報提供・環境教育等の推進
・　一般廃棄物処理コスト分析及び効率化の推進
・　発生抑制・再使用を進めていくための有料化の推進
・　効率的なリサイクルを推進する観点での市町村の区域を越えた広域的な取組の推進
・　環境負荷削減効果，経済性等を総合的に評価することによる一般廃棄物処理システムの最適化
・　国と地方の連携・協同による戦略的な目標設定と総合的施策の推進

意見具申（案）に示されている有料化に当たっての留意点

○市町村

・　実際に減量効果が得られるような料金設定及び徴収方法とすることが必要
・　有料化の目的や効果，コスト分析の結果を十分に検討した上で，料金レベルを設定すること
・　「リバウンド」の抑制や，不適正排出，不法投棄の抑制等に関して対策を行い，減量効果を持続させるための総合的施策を展開すること
・　地域住民に有料化の導入効果や廃棄物の処理コストに関する情報など導入に当たっての説明責任を果たすこと

○ ■

・　有料化のガイドラインを取りまとめることにより，有料化を行う市町村の取組を支援すること

・　一般廃棄物の処理の有料化は，行政サービスの経費の一部を手数料により負担していくものであることから，その分担のあり方等について検討すること

（２）京都市地球温暖化対策条例の制定

○　平成１６年１２月２４日公布，平成１７年４月１日施行

○　平成２２年における京都市の温室効果ガス排出量を，平成２年の９０％に削減する目標を明記

○　市民，事業者及び京都市は，廃棄物の発生抑制・再使用の推進に努めなければならない

＜京都市地球温暖化対策条例（抄）＞

第１章　総則

(本市の当面の目標)

第３条　本市は，平成２２年までに，本市の区域内における温室効果ガスの排出の量を平成２年の９０パーセントに削減することを目標とする。

第３章　本市による地球温暖化対策

第１１条　本市は，温室効果ガスの排出の抑制等を図るため，次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。

⑺　廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化を促進するための施策

第４章　事業者及び市民による地球温暖化対策

第１節　事業者及び市民の取組

(廃棄物の減量化の推進)

第１８条　事業者及び市民は，廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

３　今後のスケジュール（案）

<table>
<tr><th></th><th>ごみ処理手数料等検討部会</th><th>指定袋制導入検討部会</th></tr>
<tr><td>平成１７年1月１８日</td><td></td><td>第５回部会
→・市民アンケート調査結果について
・指定袋制を巡る社会動向</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>平成１７年2月頃</td><td>第６回部会
→許可業者搬入手数料等のあり方①</td><td></td></tr>
<tr><td>平成１７年3月頃</td><td>第７回部会
→許可業者搬入手数料等のあり方②</td><td>第６回部会
→・本市における指定袋制導入方式について（1パターンに絞り込み）
・本市における指定袋制の具体的あり方①（ごみの管理体制など導入にあたっての配慮視点等）</td></tr>
<tr><td>平成１７年4月頃</td><td>第８回部会
→排出事業者への負担転嫁方策①（リサイクルへのインセンティブとなるような手数料体系の検討含む）</td><td>第７回部会
→・本市における指定袋制の具体的あり方②（袋の規格，流通手法等）</td></tr>
<tr><td>平成１７年5月頃</td><td>第９回部会
→排出事業者への負担転嫁方策②（リサイクルへのインセンティブとなるような手数料体系の検討含む）</td><td>第８回部会
→・本市における指定袋制の具体的あり方③（指定袋制と併用する施策等）</td></tr>
<tr><td>平成１７年6月頃</td><td>第１０回部会
→最終まとめの策定</td><td>（最終まとめ（案）に対するパブリック・コメントの実施）
第９回部会
→・最終まとめ（案）に対するパブリック・コメントの結果について
・最終まとめの策定</td></tr>
<tr><td>平成１７年7月頃</td><td colspan="2">第３５回審議会
→・両部会から最終まとめの報告
・最終答申の審議</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">最終答申の提出・公表</td></tr>
</table>